【謝金受給者の方へ】

国立大学法人　東京大学

「マイナンバー利用同意書 兼 マイナンバー届出書」及び
本人確認書類のご提出についてのお願い

謹啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成２８年（２０１６年）１月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆるマイナンバー法）が施行されることに伴いまして、本学では、報酬・料金、諸謝金等や不動産関係の使用料等に関するお支払いをするすべての方からマイナンバーを収集する必要があります。

また、マイナンバーの収集に際しては、ご本人であることの確認が併せて必要となります。

つきましては、「マイナンバー利用同意書 兼 マイナンバー届出書」に署名のうえ、いずれかの書類の写しを添えて、担当者へご提出くださるようお願い申し上げます。

なお、収集したマイナンバー及び本人確認書類につきましては、利用後、当方で責任をもって廃棄することを申し添えます。

＜本件担当＞
農学系総務課人事チーム
03-5841-5034,5016
内線２５０３４、２５０１６

【謝金受給者の方へ】

令和　　年　　月　　日

国立大学法人　東京大学　　御中

氏名　　（署名）

マイナンバー利用同意書　兼 マイナンバー届出書

私は、マイナンバー（「行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律」に定める個人番号をいいます。）を以下の目的で利用することに同意します。

また、別添によりマイナンバーを届け出ます。

＜利用目的＞

①　給与所得の源泉徴収票作成事務（給与支払報告書も含む）

②　報酬・料金等の支払調書作成事務

該当項目にチェックを入れて下さい

□謝金受給者　□個人事業主　□非常勤講師　□その他

□ＴＡ　□ＲＡ　□ジュニアＴＡ　□チューター　□博士課程研究遂行協力制度

氏名：

提出書類　１．または２．をご提出下さい。　該当項目にチェックを入れて下さい

□１．「個人番号（マイナンバー）カード」（表面及び裏面）の写し

□２．住民票（本人のマイナンバーが記載されたものに限る)」の写し

及び　①顔写真付きの身分証明書の写し　１通　（例：運転免許証、パスポート）

または　②顔写真付きでない身分証明書の写し２通

（例：健康保険被保険者証、年金手帳、戸籍抄本）

※※※住所の記載の無い身分証明書は無効です※※※

「通知カード」は令和２年５月 25 日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。２の「住民票」を通知カードと置き換えて提出してください。